

## 政務活動費分科会基調報告

### 1 「相当黒い」香川県議会の政務活動費

香川県議会は、平成 24 年度までは< 1 万円以下支出 >については領収書添付しなくてよかった。25 年度から全領収書を添付することになったが、異常な支出が多数発見された。

#### ア 意見交換会参加費

大量、多額に支出されている。平成 25 年度には、議員 26 人・約 2400 件・支出額約 1700 万円。領収書の発行者の大半は町内会や個人で、議員が用意した領収書用紙に署名捺印しているものが多数、年初、春先、夏場などに多くなり、1 日数件のハシゴや、議員の旅行不在中のものもあった。

#### イ 会派会費、議連会費

い 自民党会派の議員は「共同政務活動費」年額 53 万円に加えて、25 年度に新たにできた高額会費の「議連」（年額 12 万円のものが 3 つある）の会費を支出している議員が多数。

ろ 社民党会派の議員は「共同政務活動費」年額 148,800 円に加えて「政策センター費」331,200 円を支出。

会派・議連等の中の支出内訳は判明しない。議会内の会派控室は家賃・光熱水費不要で、経費は事務職員の人件費と事務用機器費・消耗品費、新聞購読料くらいしかなく、会派自身の経費はそう多額にならないはずだ。

自民党会派は訴訟（係属中）でも支出内訳の提出を拒否している。社民党会派は訴訟で提出したが、その結果、県連職員の人件費に充てられている部分が多いことが判明した。

### 2 類似の事例

#### i 政党支部への流入

支出が実質的に政党（自民党の例が最も多いが、他政党の例もある）の県連に流れている例がいくつもある。手口は、①県連に対する「調査委託料」支出（北海道、札幌市、和歌山県、岩手県）か、②会派経由の流出（岡山県・石川県（会派交付分が）。香川県も疑わしい。）かである。岡山県議会では、自民党会派の会派会費が領収書提出義務のできた平成 21 年度に倍増し年額 36 万円となり、訴訟で用途の提出を求めた結果、約 60%が< 賃料・人件費の負担金 >として県連にわたっていることが判明した。

会派に属する議員の数にもよるが、会派会費が月額数万円に及ぶ場合は、会派経由で県連に金が流れていることを疑うべきだ。

「会費の高い議連」の会費支出例は、平成 27 年度東京都議会でも発見さ

れた（都議会では、自民党会派所属の議員は複数の議連への参加を義務づけられており、中には年会費6万円のものもある。）議連会費は月額500～2000円程度が普通で、「勉強会」程度の費用はそれで賄える。それを超える会費の場合は、県連への流出、飲食費、議員への還流などを疑うべきだ。

ii 「意見交換会参加費」の支出

ア 岡山県議会では、領収書提出義務のなかった「1万円以下」支出について訴訟した結果、多数・多額の「参加費」（＜差入れ用＞らしき物品の購入も含む）を支出している議員が数名あることが判明した。東京都議会の平成27年度支出中にも、同様の「参加費」の支出が発見されたとのこと。

イ 「5議会アンケート」に対する回答結果では、大半の議員は問題のある「意見交換会費」の支出をしていないように見える。しかし、香川・愛媛両県議会の回答率は低く、しかも低回答率は特定の会派に集中している。＜県民やオンブズマンの目＞を意識していない地方議会では、香川県同様の＜意見交換会参加費＞の支出が常態化している可能性がある。

### 3 その他の「黒い政務活動費」の実情

i 偽造変造の領収書や虚偽の支出証明書による支出

兵庫県の野々村議員の例があまりに有名になったが、その他にも、徳島、栃木、富山、愛知などで発見されて議員辞職に至る例が出た。

ii どうてい許されない種類の支出

ア 宮城県議会 内妻と親族の共有の不動産の賃借料、後援会主催の「県政報告会」（生バンドつき）費用

イ 茨城県議会 23人・913万円のベトナム視察旅行

ウ 大分県議会 「年間6万km（地球一周半）」分のガソリン代

エ 兵庫県議会 切手大量購入（野々村氏以外も）

オ 神戸市議会 選挙資金として分配

カ 西宮市議会 親族所有？の「プレハブ農具倉庫事務所」賃料

### 4 政務活動費の機能

政務活動費は、「役に立っているのだろうか」？

i 政務活動費の交付の趣旨は、法のタテマエでは、「議会の審議能力の向上」にある。しかし政務活動費がこのタテマエの役に立っているかどうかは、相当に疑わしい。政務活動費の＜現実の機能＞は、議員の日常活動のランニングコスト（按分支出する場合にはその一定割合）を賄うことにある。

議員は、政務活動費をこうした使途に使うことを、議員であることによる「当然の権利」と考えており、外部からの干渉に強く反発する。

ii 上記の事実を裏づけるデータは多い。

ア 現実に支出をチェックして使途を分析しているオンブズマンにとっては、i は常識にすぎない。なぜなら、政務活動費の現実の使途は、「事務所維持・日常活動」系の支出が圧倒的に多く、「勉強系」の支出は非常に少ないからだ。

イ 名古屋市民オンブズマンは昨年、愛知県議会議員の事務所賃料・人件費の支出と「議会での発言回数」「選挙結果」との関係を分析した（2015年兵庫大会資料 29～36P）。その結果によると、①事務所賃料・人件費の支出と「議会での発言回数」との間には相関がなく、②他方で＜事務所賃料・人件費を使う議員ほど、選挙結果が良い＞関係が認められた。＜議員のルーティン＞が、本質的に議員自身の再選を目指す活動であることは、数字の上からも明白だ。

ウ 5 議会アンケートで得られた一香川県議会議員の自由記載は、さらに率直だ。非常に興味深いので、全文を再掲する。

「貴組織が地方議員の政務活動費を主に問題視していることについて、国会議員には秘書をはじめとして事務所を持てるだけの経費、文書通信費が保障されていることとの差をどう考えているのか、お考えを聞きたい。多くの地方議員が、後援会活動に多くの歳費を費やさざるを得ず苦慮しているというのが本音ではないのか。『歳費は高い、減らせ』と言われ、政務活動費では事務所開設維持経費（事務機器リース料他もろもろ）では全額はダメと自己負担している状況をどうお考えか。こんな負担の状況が、議員のなり手の減少、質の劣化を招いているのではないか。大局的に議員活動をどう保障していくのか、お考えをお聞かせください。」

iii 報告者は（個人的には）、「事務所を維持し、実績を強調する報告紙を配り、地元を細かく回る」議員のルーティンが、「全然勉強じゃない」とは考えない。支持者からエピソードや意見を聞いて問題・課題を把握することは、「本を読む勉強」では得られない「生きた勉強」であり、自己宣伝や「顔出し」にその機会を作る機能もあることは、一般論としては否定できない。しかし、ア 「議員のルーティン」は、＜勉強になる可能性＞はあるにしても、本質は議員の再選を目指す活動だから、少なくとも費用の全額を政務活動費から支出して良い理由がない。

イ 政務活動費の交付の趣旨（タテマエ）はあくまで「議会の審議能力の向上」にあるのだから、なおさらのことだ。

ウ しかも、いかに議員のルーティンであっても、また「勉強の機会」になりえても、議員の「飲食代金」「顔出しの金一封・差入れ」「政党の経費の負担」などを、公金から支出して良いはずがない。

## 5 政務活動費の支出を適正化するには

### i 政務活動費は、

ア 実態として、＜議員のルーティン＞に使うほど再選されやすく、余ったから返還しなければならない。だから議員にとっては「全額使い切る」ことが、経済的にも再選戦略上も、はっきりと利益だ、

イ 議員の意識では、「議員活動のランニングコストとなるべきもの」であり、神聖な既得権なので、外部からのチェックに非常に強く反発する。香川県議会自民党会派は裁判になっても、会派会費の使途の説明を頑として拒否している。愛知県議会事件では、名古屋高裁が＜議員が事務所費・人件費支出につき具体的説明に応じない＞ことから全額の返還を命じたが、愛知県は上告受理理由書中で「裁判所が立法するも同然だ」と批判した。

### ii 実態や意識がそうである以上、議員が悔い改めて自発的に政務活動費の使途を制限することを期待するのは、考えが甘すぎる。その「神聖度」にかんがみれば、議会や首長（彼らが選ぶ「第三者機関」を含めて）のチェックにも期待することはできない。

したがってチェックは、市民自らがする以外にない。

### iii 議員は、政務活動費をチェックされることを、実は非常に気にしている。

裁判所やオンブズマンの介入に過敏に反応するのは、その裏返しだ。

### iv 市民がすべきことは、

- ① 自ら労をいとわずチェックを続けること、
- ② 市民のチェックが行いやすい制度的環境を作るよう努力すること、に尽きる。

仮に裁判までは行けなくても、議員に「監視されている」という意識を持たせるだけでも、ある程度の効果を期待できる。

### v ②のための最良の手段は、㉞政務活動費の領収書・資料を HP 公開させること、㉟それがすぐには実現できない場合、せめて領収書を PDF データで開示させることだ。

しかし、HP 公開は進んではきたものの、まだ大多数の自治体では実現していない。PDF 公開は容易（しかも事務方は事務量を削減できる）なのに、往々にして拒否される。

### vi そこで、オンブズマンは全国的に、㉞政務活動費の領収書・資料を HP 公開すること、㉟それが実現するまでの間、当面の措置として領収書・資料を PDF データで開示すること、を求める運動をするべきだ。

「眼無王侯、手有斧鉞」（水滸伝）